

# 新型インフルエンザA（H7N9）政府対策本部会合

日時：平成X年5月23日（金）10時5分～

場所：官邸4階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

（1）緊急事態宣言について

（2）基本的対処方針の変更について

### 3. 閉 会

（配布資料）

- 資料1-1 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態について（新型インフルエンザ等対策有識者会議基本的対処方針等諮問委員会提出資料）
- 資料1-2 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について（概要）
- 資料2-1 基本的対処方針（案）＜国内感染期＞
- 資料2-2 外務省資料（感染症危険情報）
- 参考資料1 新型インフルエンザA（H7N9）のY国及び国内における感染状況
- 参考資料2 基本的対処方針に係る新旧対照表

平成X年5月23日

## 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態について

新型インフルエンザ等対策有識者会議  
基本的対処方針等諮問委員会

- Y国ほか数か国で感染例が報告されている新型インフルエンザA（H7N9）については、5月17日に空港における検疫で1例の感染例が報告されており、国内では、5月20日にA県で1例の感染例が報告され、さらに、5月23日にB県で確定例3例及び疑い例2例の計5例の感染例が報告されている。
- この新型インフルエンザについては、現時点での限られた情報ではあるが、
- ・ 海外では、通常のインフルエンザよりも重篤化し、肺炎・脳症を引き起こす患者が多いことが報告されていること
  - ・ ウイルス学的解析によると、当該インフルエンザウイルスは、高い病原性を持つことが示唆されること
  - ・ 5月23日時点までに疑い例を含む合計7例の感染例が報告され、その内訳は、空港における検疫により1例、A県から1例、B県から5例であるが、これら計7例のうち、B県での疑い例2例を除く5例は全て確定例で、3例には肺炎症状がみられており、WHOが公表しているY国の疫学調査の結果と整合していること
- などを総合的に勘案した結果、通常のインフルエンザにかかった場合に比して、肺炎の発生頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものと認められる。
- また、B県から報告された疑い例2例を含む5例の感染例については、積極的疫学調査の結果、
- ・ このうち4例については、B県初発の確定例を発端として他の3例が感染したものと考えられるが、このB県初発例は、発生国への渡航歴がなく、感染経路が特定できないこと
  - ・ また、残りの1例については、確定例であるが、B県初発例とは別の病院を受診するなど、B県初発例との接触はないため、B県初発例を発端とする4例の感染例とは別の経路により感染した可能性が高い。また、この残りの1例については、発生国への渡航歴がなく、現時点で調査中ではあるが、感染経路が特定できていないこと
- が判明している。これらは、感染が既に拡大していることを意味するものであり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態となったと認められる。

- 以上のことから、本委員会として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態の要件に該当するものと考えられると判断する。
- 緊急事態措置を実施すべき期間は、現段階で、どれくらいの期間で大多数の国民が免疫を獲得し、季節性インフルエンザに移行するかの確定的な判断は困難であることから、2 年間とすることが適当である。
- また、5 月 23 日時点での緊急事態措置を実施すべき区域については、国内で発生が確認された B 県並びに同県に隣接する C 県、D 県及び E 県とすることが適当である。なお、これらの区域指定は、各県において緊急事態措置を実施することを可能とするものであり、実際に不要不急の外出自粛の要請や施設使用制限の要請といった具体的な緊急事態措置を実施するかどうかは、各県において、感染の状況等を踏まえて、個別に判断するものである。
- なお、この新型インフルエンザについて、通常のインフルエンザと比べて肺炎の発生頻度が相当程度高いという判断は、現時点での限られた情報を用いて行ったものであることから、症例の蓄積（時間の経過）により変更される場合がある。  
今後、2 年間という期間内であっても、当初想定したよりも重症化する患者数が少ない場合や、このほか患者数が減少し医療提供の限界内に収まる場合等で、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、実施中の措置の状況を踏まえつつ、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除する必要がある。

# 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言について（概要）

資料 1-2

平成X年5月17日に空港検疫で患者1名、5月20日にA県で患者1名が発生（いずれも発生国からの帰国者）。5月23日にB県で患者3名及び疑い患者2名が発生。

## 要件

①

国内で患者が発生



A県、B県で発生。



該当

## 要件

②

通常のインフルエンザにかかった場合に比べて、肺炎等の発生頻度が高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ



検疫、A県、B県での患者及び疑い患者は計7名。うち3名が肺炎を発症。



該当

## 要件

③

感染経路が特定できないなど、感染が既に拡大し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれ



B県初発患者は渡航歴がなく、感染経路が特定できない。別の感染経路と考えられる患者も確認。



該当

3つの要件すべてに該当

## 新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の実施期間：平成X年5月23日から2年間

実施区域：B県とその隣接県（C県、D県、E県）

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請  
②指定公共機関等の業務計画による事業継続 等

※上記①の要請は、各県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

## 基本的対処方針（案）

政府は、新型インフルエンザ A（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。

この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、5月23日朝、B県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

以上により、5月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ A（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日に、発生段階は政府行動計画に定める国内発生早期から国内感染期に移行した。

今後は、国内で感染が更に拡大していく事態を想定し、国内対策を更に強化していく。

緊急事態措置を実施すべき期間は5月23日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、B県並びにその隣接県であるC県、D県及びE県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

## 一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

5月20日、A県において1名の新型インフルエンザ患者が確認されたが、それ以降A県では患者が確認されていない。一方で、5月23日、B県において新たに3名の患者が確認され、疑い患者も確認されている。

B県において確認された患者は、いずれも海外渡航歴がなく、感染経路が不明な者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。

また、国内患者のうち2名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。

## 二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。

また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。

## 三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項

1. 引き続き、国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型イ

ンフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。

2. 新型インフルエンザ患者等の全数把握については、全国での数百人程度の患者の発生までは継続する。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握は通常のサーベイランスに戻すなど、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。
3. 引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。
4. 引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。
5. 国内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。
  - (1) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等
  - (2) 必要に応じ、学校・保育施設等における感染対

- 策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請
- (3) 地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ
  - (4) 地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施

6. 検疫を始めとする水際対策については、通常の体制に戻す。

7. 医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。

なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。

その他、以下の対策を実施する。

- (1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握

## と適正な流通

- (3) ワクチンの開発
- (4) 在宅で療養する患者の支援
- (5) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施

8. 引き続き、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。

- (1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ
- (2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買い占め及び売惜しみをしないことの要請
- (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請

## 四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項

必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。

- 1. 緊急事態措置を実施すべき区域に指定された都道府県の知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に

基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。

- (1) まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。
- (2) 地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域を実施区域として定める。

2. 区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等により、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。

3. 国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。
- (2) 国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。
- (3) 緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等

の配送を要請する。

- (4) 対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。
- (5) 生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。
- (6) 在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。
- (7) 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。
- (8) その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。

[トップページ](#)[渡航情報を調べる](#)[重要なお知らせ](#)[海外安全お役立ち情報](#)

情報種別：渡航情報(危険情報)

本情報は 20XX 年 5 月 23 日現在有効です。

### 感染症危険情報の発出（Y国）

20XX 年 5 月 6 日

※ 本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※ 本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものでもありません。

※ 海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

（地図については省略しています）

&lt;渡航者向け&gt;

「Y国への不急不要の渡航は延期してください。」

&lt;在留邦人向け&gt;

「Y国から、今後、出国が出来なくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避についてはこれらの点も含め検討してください。」

#### 1. Y国における鳥インフルエンザ A(H7N9) のヒト感染症例の発生

(1) Y国においては、昨年6月以降、鳥インフルエンザ A(H7N9) のヒト感染例が発生しています。特に、本年4月に発症した患者は、Y国内の5地域で241人、うち49人が死亡したと報告されています。

(2) WHOはY国における鳥インフルエンザ A(H7N9) のヒト感染症例発生状況を踏まえ、緊急委員会を招集、6日未明に「Y国において、A(H7N9) ウイルスの持続的なヒト-ヒト感染例が発生しており、同ウイルスが新型インフルエンザウイルスであることを確認した」旨発表しました。また、Y国における新型インフルエンザ A(H7N9) の発生は、「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）に該当する」と発表、加盟各国にY国への支援及び感染拡大防止の措置を行うよう求めました。

2. つきましては、Y国への不要不急の渡航は延期してください。また、現在Y国に滞在中の方は、現時点では特段の混乱は見られないものの、Y国からの出国が難しくなる可能性及び現地で医療機関の利用が困難となる可能性を踏まえ、同国からの退避を検討してください。

また、新型インフルエンザA(H7N9)は感染症法に基づく新型インフルエンザとされています。このため、日本入国時に、健康状態などについての質問に協力していただく必要があることにつき、あらかじめご了解ください。

3. 新型インフルエンザA(H7N9)への感染症予防として、以下の点に留意してください。

- 手洗い，うがいにつとめ，衛生管理を心がける。
- 外出する場合には，人混みは出来るだけ避け，人混みではマスクをする等の対策を心がける。
- 突然の発熱や咳など，呼吸器感染症の症状が現れた場合には，速やかに最寄りの医療機関を受診する。

なお、WHOは、新型インフルエンザA(H7N9)ウイルスに対して、従来の抗インフルエンザウイルス薬の有効性があることを公表しています。

○参考情報：

海外安全ホームページ：

「海外渡航者のための新型インフルエンザに関するQ & A」

[http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian\\_search/influ\\_qa.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/influ_qa.html)

海外渡航者のための感染症情報（厚生労働省検疫所）

<http://www.forth.go.jp>

インフルエンザA(H7N9)（国立感染症研究所感染症情報センター）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu-a-h7n9/3395-n7n9top.html>

世界保健機関（WHO） Human infection with influenza A(H7N9) virus in Y – update

[http://www.who.int/csr/don/2014\\_0116/en/](http://www.who.int/csr/don/2014_0116/en/)

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2850

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版）<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

（現地公館等連絡先）

○在Y国日本国大使館

住所：\_\_\_\_\_，

---

電話 : -----

国外からは (国番号-----) -----

FAX : -----

国外からは (国番号-----) -----

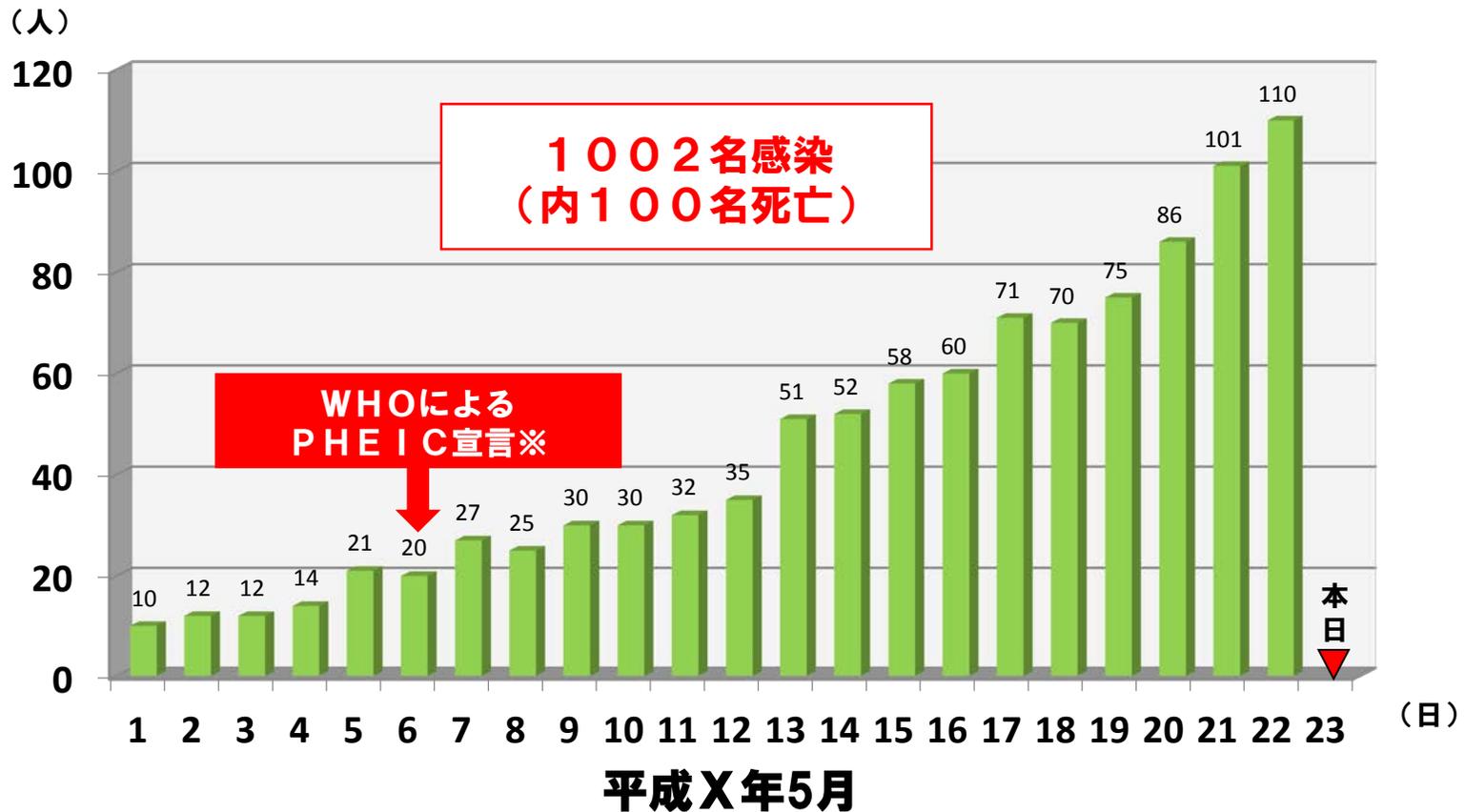
ホームページ : [http://www.y.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.y.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

[戻る](#)

---

# 新型インフルエンザA(H7N9)の Y国及び国内における感染状況 (スクリーン投影・衝立貼り出し資料)

### Y国における平成X年5月の新規患者の発生状況の推移



※PHEIC：国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態

# 国内の状況

訓練

## 国内における患者の発生状況

5月23日08:00現在

B 県

検疫

J さん

- ・男性
- ・40代
- ・症状：肺炎
- ・渡航歴：あり

確定(国立感染症研)  
5/17

A 県

L さん

- ・男性
- ・30代
- ・症状：発熱・せき
- ・渡航歴：あり

確定(国立感染症研)  
5/20

A県内で他の患者は  
確認されていない。

Oさん家族

O さん

- ・男性
- ・30代
- ・症状：肺炎
- ・渡航歴：なし

確定(国立感染症研)  
5/23 08:00

P さん

(Oの妻)

- ・女性
- ・30代
- ・症状：発熱・せき
- ・渡航歴：なし

確定(地方衛生研)  
5/23 02:10

関連不明

Q さん

(Oと接触なし)

- ・女性
- ・10代(中学生)
- ・基礎疾患：ぜんそく
- ・症状：肺炎
- ・渡航歴：なし

確定(地方衛生研)  
5/23 04:00

R さん

(Oの同僚)

- ・男性
- ・20代
- ・症状：発熱・せき
- ・渡航歴：なし

疑い(簡易検査)

S さん

(Oの同僚)

- ・女性
- ・30代
- ・症状：発熱・せき
- ・渡航歴：なし

疑い(簡易検査)

〇〇社

B 県に隣接している C・D・E 県

患者は確認されていない。

## 基本的対処方針に係る新旧対照表

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p>政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p><u>この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、5月23日朝、B県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</u></p> <p><u>以上により、5月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態宣言を行った。また、同日に、発生段階は政府行動計画に定める国内発生早期から国内感染期に移行した。</u></p> <p><u>今後は、国内で感染が更に拡大していく事態を想定し、国内対策を更に強化していく。</u></p> <p><u>緊急事態措置を実施すべき期間は5月23日から2年間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は、B県並びにその隣接県であるC県、D県及びE県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。</u></p>	<p>政府は、新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p><u>5月20日、A県において国内で初めて新型インフルエンザの患者が確認された。これにより、同日、発生段階は政府行動計画に定める海外発生期から国内発生早期に移行した。</u></p> <p><u>今後は、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく。</u></p>

（注）国内発生早期の基本的対処方針は、A県での感染が確認された5月20日に政府対策本部で変更したもの。

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p><b>一 新型インフルエンザ発生に関する事実</b>  <u>5月20日、A県において1名の新型インフルエンザ患者が確認されたが、それ以降A県では患者が確認されていない。一方で、5月23日、B県において新たに3名の患者が確認され、疑い患者も確認されている。</u>  <u>B県において確認された患者は、いずれも海外渡航歴がなく、感染経路が不明な者がおり、今後国内で感染が更に拡大していくことが想定される。</u>  <u>また、国内患者のうち2名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</u></p>	<p><b>一 新型インフルエンザ発生に関する事実</b>  <u>5月20日、A県において、感染経路が特定されている新型インフルエンザ患者が確認された。</u></p> <p><u>この新型インフルエンザは、既に海外で感染が拡大しており、海外では、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</u></p>
<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b>  <u>国内で感染が既に拡大していることから、医療体制を維持し、健康被害や国民生活及び国民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。</u>  <u>また、地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。</u></p>	<p><b>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</b>  <u>国内での感染拡大をできる限り抑えつつ、患者に対しては適切な医療を提供し、また、感染拡大に備えた体制の整備を行っていく。</u>  <u>なお、今後は地域ごとに発生の状況が異なるため、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく。</u></p>
<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b>  1. <u>引き続き、国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワ</u></p>	<p><b>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</b>  1. <u>国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有</u></p>

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p>クチンの有効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。</p> <p>2. <u>新型インフルエンザ患者等の全数把握</u>については、<u>全国での数百人程度の患者の発生までは継続する。それ以降は地域感染期に入った都道府県は原則として全数把握を中止する。また、学校等での集団発生の把握は通常のサーベイランスに戻すなど、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。</u></p> <p>3. <u>引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</u></p> <p>4. <u>引き続き、海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。</u></p> <p>5. <u>国内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の</u></p>	<p>効性・安全性等に関する情報収集に最大限の努力を払う。</p> <p>2. <u>新型インフルエンザ患者等の全数把握</u>を行う。また、<u>学校等での集団発生の把握の強化を引き続き実施するとともに、積極的疫学調査を行うなど、国内サーベイランスを引き続き強化する。</u></p> <p>3. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。</p> <p>4. 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。</p> <p>5. <u>国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置</u></p> <p><u>(2) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の</u></p>

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p>要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</p> <p><u>（2）必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</u></p> <p><u>（3）地域感染期における患者の同居者以外への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与についての原則見合わせ</u></p> <p><u>（4）地域未発生期又は地域発生早期の都道府県では、必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施</u></p> <p>6. <u>検疫を始めとする水際対策については、通常の体制に戻す。</u></p> <p>7. <u>医療の提供については、地域感染期の都道府県では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を中止し、一般の医療機関での診察に移行する。また、入院治療を重症患者に限定することや、ファクシミリ等による処方箋の送付等、患者の増加に対応した適切な医療を実施する。</u></p> <p>なお、地域未発生期又は地域発生早期の都道府県で</p>	<p>要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等</p> <p><u>（3）必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請</u></p> <p>6. <u>発生状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合は、水際措置を縮小する。</u></p> <p>7. <u>医療の提供については、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続し、患者に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく入院措置の実施を行う等適切な医療を実施するほか、以下の対策を実施する。</u></p>

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p>は、<u>帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来での対応を継続する。</u></p> <p><u>その他、以下の対策を実施する。</u></p> <p>(1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</p> <p>(2) <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通</u></p> <p>(3) ワクチンの開発</p> <p>(4) <u>在宅で療養する患者の支援</u></p> <p>(5) <u>医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</u></p> <p>8. <u>引き続き、国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</u></p> <p>(1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ</p> <p>(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買い占め及び売惜しみをしないことの要請</p> <p>(3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p>	<p>(1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</p> <p>(2) <u>予防投与を含む抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用及び適正な流通</u></p> <p>(3) ワクチンの開発</p> <p>(4) <u>医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</u></p> <p>8. 国民生活及び国民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。</p> <p>(1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ</p> <p>(2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買い占め及び売惜しみをしないことの要請</p> <p>(3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p>
<p><b>四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項</b></p> <p><u>必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、こ</u></p>	

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p>これらの各措置は、国民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。</p> <p>1. 緊急事態措置を実施すべき区域に指定された都道府県の知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁において別途定める。</u></p> <p><u>（1）まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、状況に応じて延長することも想定される。</u></p> <p><u>（2）地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる市町村単位又はブロック単位の区域を実施区域として定める。</u></p> <p>2. <u>区域内の医療機関が不足した場合に、必要に応じ、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等により、医療体制を確保し、適切な医療を提供する。</u></p> <p>3. <u>国民生活・国民経済の安定の確保のため、以下の措置</u></p>	

変更案（国内感染期）（平成X年5月23日）	現行（国内発生早期）（平成X年5月20日）
<p><u>を実施する。</u></p> <p><u>（1）指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。</u></p> <p><u>（2）国民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。</u></p> <p><u>（3）緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。</u></p> <p><u>（4）対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。</u></p> <p><u>（5）生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。</u></p> <p><u>（6）在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を行うよう、市町村に要請する。</u></p> <p><u>（7）混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。</u></p> <p><u>（8）その他国民生活及び国民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。</u></p>	